

日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書

昨年12月12日に輸入の再開を決定し、再開からほぼ1ヶ月経過した今年1月20日、輸入されたアメリカ産牛肉から危険部位である脊柱が発見された。

また、いわゆる「へたり牛」の肉が処理されて日本に輸入されていた可能性があることも明らかになるなど、国民に衝撃を与えている。

日本向け輸出プログラムでは、20ヶ月齢以下の牛であることと、危険部位をすべての牛から除去することであった。

しかしながら、アメリカ政府のBSE安全対策は極めて不十分であり、日本国民の食の安全・安心を守るためには、日本と同等の安全対策を実施しない限り、アメリカ産牛肉の輸入を再開すべきでないと考える。

よって、政府におかれては、日本国民の安全・安心を守るために、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

1. 日本と同等のBSE安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入を再開しないこと。
2. 牛肉加工品について原産地表示を行うこと。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣